



埼玉県報

第 2986 号
平成 30 年(2018 年)
3 月 20 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）
- 埼玉県道路交通法施行細則及び埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則の一部を改正する規則（警務課）

告示

- 自動車税等の収納事務委託に係る告示（税務課）
- 産業廃棄物処理施設変更許可申請書等の縦覧（産業廃棄物指導課）
- 食品衛生法施行令に基づく食品衛生管理者等の養成施設の登録（食品安全課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 家畜伝染病予防法第 5 条に基づく検査の実施（畜産安全課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 一般国道 140 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（秩父県土整備事務所）
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（川越建築安全センター）
- 埼玉県指定無形民俗文化財の指定解除（生涯学習文化財課）（生涯学習文化財課）

規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月20日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第 2 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第16条中「生活安全企画課」を「生活安全総務課」に、「子ども女性安全対策課」を「人身安全対策課」に改める。

第17条の見出しを「（生活安全総務課）」に改め、同条中「生活安全企画課」を「生活安全総務課」に改め、同条中第 4 号から第 6 号までを削り、第 7 号を第 4 号とし、第 8 号から第 12 号までを 3 号ずつ繰り上げる。

第17条の 2 を次のように改める。

（人身安全対策課）

第17条の 2 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 行方不明者発見活動に関する事。
- (2) ストーカー行為等の取締り、防止等に関する事。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する事務及び犯罪の取締りに関する事。
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する援助に関する事。
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する援助に関する事。
- (6) 子供（18歳以下の者をいう。）及び女性を対象とする性犯罪等の犯罪（以下「子供・女性対象犯罪」という。）の予防及び取締りに関する事。
- (7) 子供・女性対象犯罪に係る情報の収集、分析及び資料の整備に関する事。
- (8) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）に規定する犯罪の取締りに関する事。

第20条中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号を第 2 号とし、第 6 号

中「環境犯罪対策室」を「生活経済捜査室」に改め、同号を同条第3号とする。

第21条中「地域課」を「地域総務課」に改める。

第22条の見出しを「（地域総務課）」に改め、同条中「地域課」を「地域総務課」に改める。

第28条第2号中「強かん」を「強制性交等」に改める。

第34条第3号中「及び犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）の指導」を削る。

第36条第1項中「交通企画課」を「交通総務課」に改める。

第37条の見出しを「（交通総務課）」に改め、同条中「交通企画課」を「交通総務課」に改める。

第46条中「6課」を「7課」に、
「
警備課
を
危機管理課
」

「
警備課
オリンピック・パラリンピック対策課
に改める。
危機管理課
」

第50条第1号中「地域課」を「地域総務課」に改め、同条第8号を削る。

第50条の2を第50条の3とし、第50条の次に次の1条を加える。

（オリンピック・パラリンピック対策課）

第50条の2 オリンピック・パラリンピック対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019の開催に伴う諸対策の総合的企画、調査、調整及び実施に関すること。
- (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

第57条の4第1項中「生活安全企画課」を「生活安全総務課」に改め、同条第2項第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- (5) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）に関すること。

(6) 警察安全相談に関すること（広報課の所掌に属するものを除く。）。

第57条の5第1項及び第57条の6第1項中「生活安全企画課」を「生活安全総務課」に改める。

第57条の8を次のように改める。

（生活経済捜査室）

第57条の8 生活経済課に、生活経済捜査室を附置する。

2 生活経済捜査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経済関係事犯の取締りに関すること。
- (2) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）に規定する犯罪の取締りに関すること。
- (3) 環境犯罪その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
- (4) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他の部課の所掌に属しない諸法令違反の取締りに関すること。

第57条の9第1項及び第58条第1項中「地域課」を「地域総務課」に改める。

第61条第1項中「交通企画課」を「交通総務課」に改める。

第63条の3を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則及び埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月20日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県道路交通法施行細則及び埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則の一部を改正する規則

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第21条、第21条の2、第26条及び第28条中「交通企画課長」を「交通総務課長」に改める。

(埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正)

第2条 埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年埼玉県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第11号中「埼玉県警察本部交通部交通企画課」を「埼玉県警察本部交通部交通総務課」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告示

埼玉県告示第二百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年三月二十日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都江東区豊洲三丁目三番 三号 株式会社エヌ・ティ・ティ・デ ータ 代表取締役社長 岩本 敏男	自動車税、不動産取 得税及び個人事業税 に係る徴収金の収納 事務（左欄の徴収金 のとりまとめ）	平成三十年三月一日 から平成三十三年二 月二十八日まで
東京都千代田区二番町八番地 八 株式会社セブンイレブン・ジ ヤパン 代表取締役 古屋 一樹 東京都豊島区東池袋三丁目一 番一号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 澤田 貴司 東京都品川区大崎一丁目十一 番二号 株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁	自動車税、不動産取 得税及び個人事業税 に係る徴収金の収納 事務（上欄に掲げる それぞれの受託者の 直営店舗及びこれら の者とフランチャイ ズ契約等を締結して いる加盟店舗におけ る収納事務）	同右

目五番地一
ミニストップ株式会社

代表取締役 藤本 明裕

東京都千代田区岩本町三丁目
十番一号

山崎製パン株式会社

代表取締役社長 飯島 延浩

東京都中央区日本橋一丁目一
番一号

国分グローサースチエーン株式
会社

代表取締役 横山 敏貴

群馬県前橋市亀里町九百番地
株式会社セーブオン

代表取締役 平田 実

広島県広島市安佐北区安佐町
大字久地六百六十五番地の一
株式会社ポプラ

代表取締役社長 目黒 真司

北海道札幌市中央区南九条西
五丁目四百二十一番地

株式会社セイコーマート

代表取締役 丸谷 智保

東京都港区港南一丁目八番二
十七号

株式会社しんきん情報サービス
代表取締役 山城 恵司

告示

埼玉県告示第二百四十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可申請書が提出されたので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成三十年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

株式会社タカヤマ

所沢市大字南永井三七番地九号

代表取締役 齊藤 吉信

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

本庄市児玉町共栄字南共和七一〇番六、六三一番一、六三一番二

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七條第三号イに規定する汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、動植物性残さ

五 申請年月日

平成二十九年十月二十六日

六 縦覧場所及び縦覧時間

縦 覧 場 所	縦 覧 時 間
埼玉県環境部産業廃棄物指導課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県北部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
本庄市環境推進課（本庄市役所）	午前九時から午後四時三十分まで
本庄市環境産業課（児玉総合支所）	午前九時から午後四時三十分まで
神川町防災環境課	午前九時から午後四時三十分まで
上里町くらし安全課	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

平成三十年三月二十二日から平成三十年四月二十三日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

平成三十年三月二十二日から平成三十年五月七日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること。

ロ 持参又は郵送（平成三十年五月七日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所（郵便番号三六〇―〇〇三一 熊谷市末広三丁目九番一号）

告 示

埼玉県告示第二百四十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第一号の規定により、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設を次のとおり登録した。

平成三十年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 養成施設の名称及び所在地

東都医療大学管理栄養学部管理栄養学科食品衛生コース

埼玉県深谷市上柴町西四丁目二番七

二 登録年月日

平成三十年三月二日

告 示

埼玉県告示第二百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越モディ

埼玉県川越市脇田町四番二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社丸井 代表取締役 青井浩

東京都中野区中野四丁目三番二号

（変更後）株式会社丸井 代表取締役 佐々木一

東京都中野区中野四丁目三番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社石橋楽器店 代表取締役 石橋清一

東京都千代田区神田駿河台二―二 外 計三十二者

（変更後）株式会社アニメイト 代表取締役 崎田竜也

東京都板橋区弥生町七十七―三 外 計十四者

ハ 変更年月日

平成二十九年二月十五日外

ニ 届出年月日

平成三十年三月八日

二 縦覧期間

平成三十年三月二十日から平成三十年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月二十日から平成三十年七月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越モディ

埼玉県川越市脇田町四番二号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七一台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四〇台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 六・三一立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 三一・二立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十年四月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年三月八日

二 縦覧期間

平成三十年三月二十日から平成三十年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月二十日から平成三十年七月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成三十年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施の目的

- イ 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、牛ウイルス性下痢・粘膜炎及び牛白血病、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、蜜蜂の腐蛆病並びに豚のオーエスキ―病及び豚繁殖・呼吸障害症候群の発生の予防
- ロ 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察
- ハ 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ 一のイに係る検査

(1) ブルセラ病、結核病及びヨーネ病

県内で飼育している牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。五のイにおいて「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 伝達性海綿状脳症

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(3) 牛ウイルス性下痢・粘膜炎及び牛白血病

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(4) 馬伝染性貧血及び馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(5) 腐蛆^そ病

県内で飼育している蜜蜂でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(6) オーエスキー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群

県内で飼育している豚でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ロ 一のロに係る検査

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ハ 一のハに係る検査

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において実施の対象となる家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ病、結核病、ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症

省令別表第一に定める方法

ロ 牛ウイルス性下痢・粘膜病

(1) 中和試験検査

(2) その他の検査

ハ 牛白血病

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

ニ 馬伝染性貧血

(1) エライザ法による検査

(2) 寒天ゲル内沈降反応検査

(3) その他の検査

ホ 馬パラチフス

(1) 凝集反応検査

(2) その他の検査

へ 腐蛆^そ病

(1) 臨床検査

(2) その他の検査

ト オーエスキー病

- (1) エライザ法による検査
- (2) ラテックス凝集反応検査
- (3) その他の検査

チ 豚繁殖・呼吸障害症候群

- (1) エライザ法による検査
- (2) その他の検査

リ アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行

熱

- (1) 中和試験検査
- (2) その他の検査

ヌ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

- (1) ウイルス分離検査
- (2) 血清抗体検査
- (3) その他の検査

六 その他

実施に関する細目については、実施の対象となる家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告 示

埼玉県告示第二百五十一号

平成二十九年埼玉県告示第千二百二十号で公示した公共測量は、平成三十年三月九日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百五十二号

平成二十九年埼玉県告示第八百十九号で公示した公共測量は、平成三十年二月二十八日終了した旨測量計画機関である春日部市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番一 地先 まで	秩父市蒔田字西ノ入一七五一番二 地先から同市蒔田字高橋二五七六	区 間
一八・四〇〇 一五〇・一一	一八・四〇〇 一五〇・一一	敷地の幅員 (メートル)
一一三九・六二		延長 (メートル)
道路改良事業による。		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一 地 先 ま で</p>	<p>秩 父 市 蒔 田 字 赤 城 二 六 三 五 番 一 地</p>	<p>区 間</p>
<p>一 三 ・ 八 五 ゝ 五 一 ・ 七 三</p>	<p>九 ・ 七 〇 ゝ 一 一 ・ 〇 三</p>	<p>敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)</p>
<p>三 七 七 ・ 〇 五</p>		<p>延 長 (メ ー ト ル)</p>
<p>道 路 改 良 事 業 に よ る。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>百 四 十 号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父市蒔田字西ノ入一七五一番二地 先から同市蒔田字高橋二五七六番一 地先まで（ただし、関係図面に表示 する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年三月二十日 （午後二時）</p>
<p>備 考</p>	<p>平成三十年三月二十日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一・三九・六 二メートル</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百九十九号 秩父市蒔田字赤城二六三五番一地先から同市蒔田

字高橋二五七六番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十年三月二十一日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、次のとおり公告する。

平成三十年三月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

認定番号	H二十九 認定川建 セ第九号
認定年月日	平成三十年三 月十五日
対象区域	埼玉県入間市扇町屋 二丁目七十番七の一部、 七十番十六、九十三番一、 九十四番一、九十五番一、 四百二十四番一
公告に係る対象区域等を 縦覧に供する場所	埼玉県川越建築安全セン ター

告 示

埼玉県教委告示第十四号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十七条第五項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定無形民俗文化財は平成三十年三月八日をもって指定を解除された。

平成三十年三月二十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

種類	名称	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日
無形民俗文化財	棕神社の龍勢	埼玉県秩父市下吉田	吉田町龍勢保存会	平成九年三月十八日